

札幌ドーム条例施行規則取扱要領

平成28年4月1日
スポーツ局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌ドーム条例施行規則(平成12年札幌市規則第63号。以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(承認申請)

第2条 施設の利用承認申請は、次の区分に応じ、それぞれに掲げる期間に受付を行う。

- (1) クローズドアリーナ又はオープンアリーナを催物で利用する場合で次条第1項各号のいずれかに該当するもの…利用予定日の属する月の12か月前の月初めから7か月前の末日まで
 - (2) クローズドアリーナ又はオープンアリーナを催物で利用する場合で前号以外のもの…利用予定日の属する月の6か月前の月初めから4か月前の末日まで
 - (3) 諸室、駐車場(スポーツ、展示会その他の催物の場として利用する場合に限る。以下同じ。)、展望台(コンサート、展示会その他の催物の場として専用利用する場合に限る。以下同じ。)又はエントランス広場、シャトルバスターミナル、テラス、タウン、散策エリア若しくは南北連絡通路(当該施設の全部又は一部を独占して利用する者に限る。以下同じ。)を利用する場合…利用予定日の属する月の2か月前の月初めから1か月前まで
 - (4) クローズドアリーナ(草野球等で利用する場合に限る。)又はオープンアリーナ(草サッカー等で利用する場合に限る。)を利用する場合…利用予定日の属する月の2か月前の月初めから10日前まで
 - (5) 練習場を利用する場合…利用予定日の属する月の1か月前の月初めから3日前まで
- 2 前項の規定にかかわらず、クローズドアリーナ又はオープンアリーナを催物で利用する場合において、当該施設と併用して諸室、駐車場、展望台、練習場又はエントランス広場、シャトルバスターミナル、テラス、タウン、散策エリア若しくは南北連絡通路を利用するときは、前項第1号及び第2号のいずれかに該当するものの期間に受付を行うことができる。
- 3 備付物件の利用承認申請及び規則第3条第1項に定める放送等の承認に係る申請は利用予定日の2か月前の日までに受付を行う。
- 4 前各項の規定にかかわらず指定管理者が特に必要があると認めた場合は、当該期間外の受付を行うことができる。
- 5 前各項に定める受付は、指定管理者の管理事務所において、12月29日から翌年の1月3日までの日及び休館日を除く日の、午前9時から午後5時までの間に行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(利用承認基準)

第3条 指定管理者は、クローズドアリーナ又はオープンアリーナを催物で利用する場合で利用希望日が重複した場合には、次に掲げる事項を考慮して、利用承認を与える。

- (1) 施設の機能を最大限に活用し、かつ継続的な利用が見込める催物であること。
- (2) 指定管理者が主催又は共催する催物であること。
- (3) 国際的又はそれに準じた催物であること。

(利用料金の納入)

第4条 規則第2条第1項、同条第4項又は第3条第1項に定める承認申請書を提出し、指定管理

者が発行する請求書を受け取った者は、請求書に記載する期日までに利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、前納とするが、催物の性格等によっては、利用終了後、実績に基づき必要な精算を行うものとする。

3 利用料金の納入に係る具体的な事項は、指定管理者が別に定める。

(利用等承認の取消し)

第5条 指定管理者は、規則第2条第2項、同条第5項又は規則第3条第2項の規定に基づき承認を受けた者、(以下「利用者等」という。)が、利用料金を所定の期日までに指定管理者に納入しなかった場合は、当該承認を取消することができる。

(利用計画書等の提出)

第6条 利用者等は指定管理者の指定する日までに、利用計画書その他必要な書類を提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りではない。

(減免基準)

第7条 札幌ドーム条例(以下「条例」という。)第10条第3項の規定に基づく市長があらかじめ定めた基準は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) ドームの稼働率の向上が見込め、かつ指定管理者の収益に寄与する場合

(2) 広く市民道民が観戦鑑賞し、また参加することで、スポーツの普及振興及び市民文化の向上並びに地域経済の活性化に特に寄与する場合

(3) 指定管理者が主催又は共催する事業の場合

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、条例第12条各号に規定する事項に加え、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者等に対しドームの利用を拒み又は退場を命じることができる。

(1) 利用の権利を譲渡又は転貸したとき

(2) 関係諸官庁から、ドーム利用にあたって必要な承認を得ていないとき

(3) 第9条の遵守事項を守らなかった場合又は守られない恐れがあるとき

(4) 災害その他の不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき

(5) 前各号に掲げるものの他、施設の管理運営上支障があると認められる行為をする恐れがあるとき

(遵守事項)

第9条 利用者等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用人員は、利用計画書にあらかじめ定める人員を超えないこと

(2) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること

(3) 条例第12条各号の規定のいずれかに該当する入場者に対してドームへの入場を拒絶し、又は退場を命じること

(4) 利用者等がドームを利用するにあたり、施設等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない

(5) 利用を終えたときは、指定管理者に、観客動員数等を虚偽なく、指定管理者が定める様式に基づき報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年5月31日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 1 月 19 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。